

「西宮市景観計画」改定素案

について市民の皆さまからのご意見を募集します!

募集期間 令和3年 7/10 (土) ~ 8/10

「西宮市景観計画」は、本市の景観マスタープランである「西宮市都市景観形成基本計画」で示された目指す景観像等を実現するために、景観法及び西宮市都市景観条例で規定された届出等の各種制度の運用に必要な事項を定めた計画となります。

今回、「西宮市都市景観形成基本計画」を、社会状況の変化や新しい視点を取り入れて改定することになりましたので、「西宮市景観計画」においても、当該改定内容を踏まえて、改定を行います。

パブリックコメントとは
市の重要な計画等を立案する際に、情報を公表し、市民の皆様から意見を募集する制度です。

どうすれば景観が
もっとよくなるか
みんなで考えよう!



西宮市キャラクター みやたん

問合せ先

〒662-8567

西宮市六湛寺町 10 番 3 号

西宮市役所 政策局 都市計画部 都市デザイン課

Tel : 0798-35-3526

Fax : 0798-34-6638

「西宮市景観計画改定（素案）」にかかる 意見提出手続（パブリックコメント）の実施について

西宮市はこのたび、「西宮市景観計画改定（素案）」を取りまとめましたので、この素案に対する皆さんからの意見を募集します。

「西宮市景観計画」は、本市の景観マスタープランである「西宮市都市景観形成基本計画」で示された目指す景観像等を実現するために、景観法及び西宮市都市景観条例で規定された届出等の各種制度の運用に必要な事項を定めた計画となります。

今回、「西宮市都市景観形成基本計画」を、社会状況の変化や新しい視点を取り入れて改定することになりましたので、「西宮市景観計画」においても、当該改定内容を踏まえて、改定を行います。

意見募集要領

1 意見募集期間

令和3年（2021年）7月10日（土）

～ 令和3年（2021年）8月10日（火） ※ 郵送の場合は消印有効

2 意見の提出方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。（②は各コードから該当ページにアクセス可。）

①	書面	意見書（様式自由）に、氏名、住所、年齢、職業、連絡先（電話番号等）、その他必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。 【 郵 送 】 〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市都市デザイン課あて 【 F A X 】 0798-34-6638 【 窓口提出 】 西宮市役所南館3階 都市デザイン課 (受付：9時～17時30分 土・日・祝を除く)
②	インターネット	市ホームページ（ホームページ画面上部の検索ボックスにページ番号「26997008」を入力）又は右のコードから意見提出フォームにアクセスし、必要事項を入力のうえ送信してください。 

※障害等の理由により、これらの方法による提出が難しい場合はお問い合わせください。

（裏面に続く）

3 意見提出ができる人（団体）

意見提出ができる人（団体）	意見書への記入必須事項
西宮市民	氏名、住所
市内在勤者・市内在学者	氏名、住所、勤務先(学校)の名称、勤務先(学校)の所在地
市内で活動している(事業を営んでいる)個人又は団体	【個人】氏名、住所、市内での活動(事業)内容及び場所 【団体】団体名、所在地、市内での活動(事業)内容及び場所

※「意見提出ができる人（団体）」のいずれにも該当しない方は意見を提出することができません。
また、記入必須事項に記入漏れがある場合は、意見として取り入れることができませんのでご注意ください。

4 その他

- ・お寄せいただいた意見（要約した内容）は、氏名等の個人情報を除き、市の見解とともに後日公表します。ただし、素案と関係のない内容及び個人や団体への誹謗中傷など市が不適切と判断する内容については、その意見の全部又は一部を公表しない場合があります。
- ・電話での意見の受付や意見に対する個別の回答はできません。
- ・素案本編は、市のホームページでも閲覧していただくことができます。

問い合わせ先：西宮市都市デザイン課 TEL 0798-35-3526

意見提出手続（パブリックコメント）とは

市が重要な計画などを立案する際に、情報を公表して市民の皆様から意見を募集し、その意見を計画などに反映させる制度のことを言います。

市の計画などに対する賛否を問うものではなく、市が市民の皆様に対する説明責任を果たし、より公正で透明性のある市政を目指すとともに、市民の皆様の市政への参画を促進するための制度です。

